

ふるさと納税 大田区はねびょんギフト加盟店規約

(総則)

第1条 本規約は、大田区はねびょんギフト加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める電子券による商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、大田区と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて大田区に申し込み、大田区が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 「電子券」とは、対象地域の加盟店にて、原則として、取得から180日間に限って利用出来る大田区が発行する大田区はねびょんギフトをいいます。
- (3) 「利用者」とは、大田区が規定した「大田区はねびょんギフト利用者規約」を承諾のうえ、電子券を加盟店で利用する者をいいます。
- (4) 「電子券取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額を電子券で取引することをいいます。
- (5) 「電子券取引精算」とは、加盟店と大田区が本契約に基づき、電子券取引に対する精算をいいます。
- (6) 「消し込み」とは、利用者が大田区はねびょんギフトを加盟店で利用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること又はバーコードを読み取ること等により、電子券を利用済み登録または金額減算することをいいます。
- (7) 「バーコード」とは、電子券取引に関し、大田区が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って大田区が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他大田区が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店または大田区が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における電子券取引に必要となる情報を記録したものをいいます。
- (8) 「電子スタンプ」とは、利用者が電子券を利用した際に、加盟店が大田区はねびょんギフトの消し込み等を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

(加盟店)

第3条 加盟店は、電子券が利用できる店舗、施設（以下「電子券取扱店舗」という）をあらかじめ大田区に所定の申込書にて申し込み、大田区の承認を得るものとします。大田区は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、電子券取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

- 2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとします。
- 3 加盟店は、大田区から電子券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。
- 4 加盟店は、大田区が電子券の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地、提供された店舗画像等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
- 5 加盟店は、電子スタンプ又はバーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。
- 6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、大田区が支給した備品を速やかに返却するものとします。

(届出事項の変更等)

- 第4条 加盟店は、大田区に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により大田区へ届出、承認を得るものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、加盟店が閉店または廃業する場合には、速やかにその旨を所定の方法により大田区へ届け出るものとします。
 - 3 前二項の届出がないために、大田区からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

(地位の譲渡等)

- 第5条 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2 加盟店は、加盟店の大田区に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

(業務の委託)

- 第6条 大田区は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合、第三者が大田区と協議した方法で加盟店との対応を取り行うものとします。
- 2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
 - 3 前項にかかわらず、大田区が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
 - 4 前項により大田区が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して大田区

に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して大田区の損害を賠償するものとします。

- 5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に大田区の承諾を得るものとします。

(加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等)

第7条 加盟店は、本規約及び大田区が別途提供する電子券取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。

- 2 加盟店は、有効な電子券を提示した利用者に対し、電子券の取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、電子券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、電子券の利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3 加盟店は、有効な電子券の利用者から電子券の取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と電子券の利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
- 4 加盟店は、電子券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
 - (1) 電子券利用画面
 - (2) 電子券利用金額
 - (3) 電子券に電子スタンプを押下又は利用者が決済ボタンを押した後、支払完了画面に加盟店名、決済金額及び決済日時が表示されていること
- 5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、電子券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも大田区は責任を負わないものとします。
- 6 加盟店は、以下の場合は、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとします。
 - (1) 電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで大田区はねびょんギフト取引が行えない場合
- 7 大田区は、電子スタンプ又はバーコードによる消し込みがあった場合に、大田区が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとします。
- 8 加盟店は、1件の電子券取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の電子券取引にすることを禁じます。
- 9 加盟店は、大田区の指示を遵守するものとします。

(電子スタンプ)

第8条 大田区は加盟店にスタンプを貸与する。

- 2 加盟店は、大田区の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを利用及び保管するものとします。

- 3 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、大田区へ速やかに報告し、その後の対応は大田区の指示に従うこととする。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとします。
- 4 加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ大田区に届出等を行うものとします。
- 5 加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全て大田区に返却するものとします。

(バーコードの提示等)

- 第9条 電子券の利用開始日より、加盟店は、電子券が利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を電子券取扱マニュアル及び大田区が指定する方法に従って講じるものとします。第2号に定める措置の不備によりバーコードの読取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、大田区はその責任を負わないものとします。
- (1) 第3条第2項に規定する措置を講じること
 - (2) バーコードを電子券の利用者に提示すること
 - (3) 前2号の他大田区が別途通知した措置
- 2 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、大田区の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
- (1) 加盟店店舗以外の場所でバーコードを提示するなど、加盟店店舗以外の場所において電子券の利用ができることを示すこと
 - (2) 前項に定める措置を大田区が不適切と判断する態様で行うこと
 - (3) 前2号のほか、電子券取扱マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
- 3 加盟店は、大田区から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、大田区から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

- 第10条 加盟店は、電子券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

(対象商品等)

- 第11条 電子券は、加盟店が取扱うふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当する商品提供等について利用できるものとします。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

(釣り銭)

- 第12条 加盟店は電子券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとします。

(商品等の引き渡し)

第13条 加盟店は、商品提供等行う場合、電子券の利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、電子券の利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

(推奨端末)

第14条 大田区が推奨するOSバージョンを満たすスマートフォンにて電子券取引を行うこととします。(※ただし、Chromeがダウンロードされていないらくらくホン、らくらくスマートフォン等については非推奨となります。)

(電子券の不正利用等)

第15条 加盟店は、提示された電子券の真贋に疑義があった場合には、電子券提示者または利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに大田区に連絡するものとします。

2 加盟店は、提示された電子券の金額に対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第7条第4項第3号のスタンプ印が表示されない場合には、利用者に対して電子券の取引を行ってはならないものとします。

3 加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額または決済日時が表示されない場合には、使用者に対して電子券の取引を行ってはならないものとします。

4 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

5 偽造、変造、模造された電子券に起因する売上等が発生し、大田区が電子券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、大田区から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

(売上債権の譲渡)

第16条 本契約に基づき加盟店が大田区に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、大田区は当該債権を大田区所定の手続きに従って処理するものとし、大田区は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(換金手数料及び精算)

第17条 大田区が加盟店に対し支払う電子券取引精算代金は、大田区が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に大田区に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、大田区または大田区の委

託事業者が加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとし
ます。

(加盟取消し)

第 18 条 加盟店が以下の事項に該当する場合、大田区は加盟店に対し催告す
ることなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、そ
の場合、大田区に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) 加盟店または加盟店の従業員及び加盟店の業務を行う者が本規約に違反
したとき
- (2) 加盟店申込書等加盟の際に大田区に提出した書面に虚偽の申請があった
とき
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、
会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれら
の申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると大田区が判断したとき
- (5) 加盟店が大田区の信用を失墜させる行為を行ったと大田区が判断したと
き
- (6) 加盟店として不適当と大田区が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ち
に加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、大田区が支給した備品
を速やかに返却するものとします。

(買戻特約等)

第 19 条 加盟店が本契約に違反して電子券取引を行った疑いがあると認めた
場合は、大田区は調査が完了するまで電子券取引精算代金の支払いを保留す
ることができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消
しない場合には、電子券取引精算を取消しまたは解除することができるもの
とします。なお、加盟店は大田区の調査に協力するものとします。調査が完
了し、大田区が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、大田区は加盟店
に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、大田区は遅延損害
金を支払う義務を負わないものとします。

(反社会勢力との取引拒絶)

第 20 条 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役
員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項の
いずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集
団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、
暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または

暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- 2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると大田区が認めた場合、大田区は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合、大田区に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、大田区は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。
- 3 加盟店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると大田区が認めた場合には、大田区は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、大田区は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 4 大田区は加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく電子券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、電子券取引を行うことができないものとします。

（電子券の利用停止）

第21条 加盟店が第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第18条（加盟取消し）に該当した場合、及び第20条（反社会的勢力との取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると大田区が認めた場合、大田区は契約を解除するか否かにかかわらず、電子券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、大田区は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

（有効期間）

第22条 本規約の有効期間は、加盟店が本規約に同意した日から、その日以降最初に到来する3月31日までとします。

2 前項の期間満了の 3 ヶ月前までに、加盟店または大田区のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、本規約の有効期間は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(規約の変更)

第 23 条 大田区は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 24 条 加盟店は、電子券に関して大田区との間に紛争が生じた場合、大田区の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(準拠法)

第 25 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯 出資や債務の支払い、事業所間の支払い	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他大田区が不適切と判断する取引	「総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準」を満たしていない商品の販売等